

最近「スキマバイト」

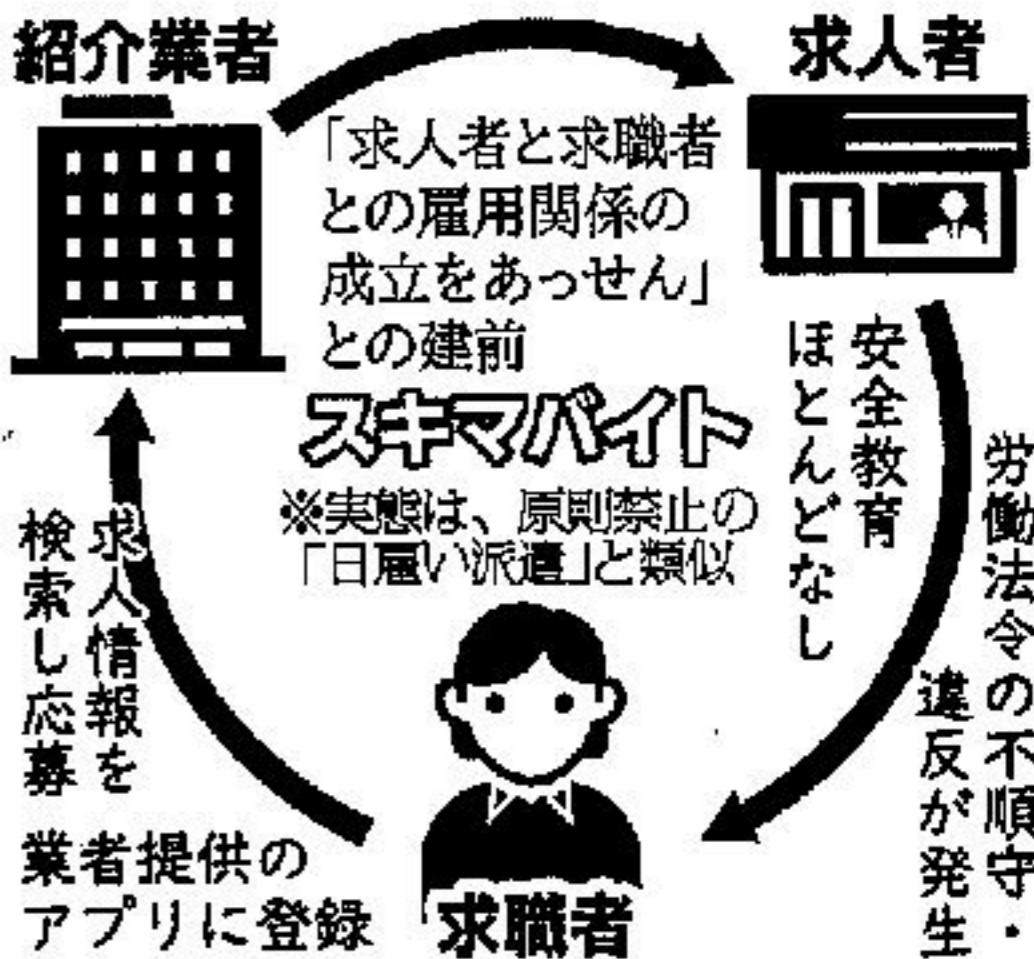
と呼ばれる「新たな働き方」が広がっています。

誰もがスマホを使って、面接や履歴書なしに時間単位や1日単位の隙間(スキマ)時間を生かして働ける簡単で便利な働き方として注目されています。タイミー、シェアフル、メルカリハロなどの紹介業者が提供するアプリに登録し、適当な求人情報を検索して応募します。求人・求職のマッチング(組み合わせ)が成立すると、関連文書にスマホ上で同意し、指示された職場で就労すると、即日、口座に賃金が振り込まれて収入を得られると宣伝されています。

正社員の副業や、若者から高齢者まで登録者は既に2千万人を超え、物流、販売、飲食など「人手不足」の業界に加え、保育や介護など自治体の利用も増えています。

しかし、「簡単・便利な働き方」の反面、リスクや多くの問題点が指摘されています。「仕事の内容や場所が違う」「突然キャンセルされた」「時間を短くされた」「名前だけでなくアプリ名で

手軽な反面、労働法令違反も横行



呼ばれる「ほぼ最低賃金で仕事に見合わない」「危険な作業でケガをした」「移動の費用が出ない」「苦情を言ったらアカウントを削除された」などです。とくに「闇バイト」の求人が掲載されていたことで業者が弁明に追われています。

スキマバイトは労働法令の不順守・違反など問題が少なくありません。業者は、職業安定法の「有料職業紹介事業」として厚生労働相の許可を受けています。「職業紹介」は、求人者と求職者の間で「雇用関係の成立をあっせんする」といいます。

しかし、アプリによるマッチングでは求職者に面接・履歴書が不要な一方、求人者・企業への訪問も仕事内容や法違反の有無の確認もなく、「職業紹介」と言えるのか根本的な疑問があります。求人企業は労働安全衛生法上、雇い入れ時の安

全教育(作業手順など8項目)を義務づけられています。しかし日・時間単位のスキマバイトの場合、ほとんどの使用者は、多くの時間が必要な安全教育を実施していません。他の労働法令違反についても、弱い立場の労働者は声を上げられず、泣き寝入りしている例が多いと推測されます。

スキマバイトの実態は、遅刻管理や賃金支払い代行など労働者を支配・管理する労働者派遣事業と類似しています。しかし労働者派遣法で「日雇い派遣」は原則禁止です。スキマバイトが有料職業紹介を「偽装」し派遣法や職安法の規制を回避するものであれば、業者に許可を与えている政府・厚労省の責任は重大です。

政府は、営利的民間ビジネスの利益追求ではなく、労働者の保護と権利実現を重視する政策に転換するべきです。とくに労働法令の違反・不順守への厳しい姿勢、監督強化が急がれます。

労働環境が劣悪化した日本で、スキマバイトのように不安定でリスクが大きく賃の悪い働き方を広げるのではなく、人間らしく働き暮らせる良好な雇用・社会保障を実現することが最も重要です。

脇田滋(わきた・しげ) 龍谷大学名誉教授

広がる「スキマバイト」

2025年2月2日号